

2019年度介護福祉士修学資金貸付申請にあたっての留意点

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

1 貸付対象者について

埼玉県介護福祉士修学資金貸付の対象者は、「2019年度介護福祉士修学資金貸付の手引き」の「1事業の概要」の「(3)貸付対象・条件等 ①貸付対象」及び「2019年度介護福祉士修学資金貸付募集要領」を参照してください。

2 申込み（申請）について

申込み（申請）書類は、指定介護福祉士養成施設（在学の大学・専門学校等）を通じて、埼玉県社会福祉協議会に提出していただきます。

※指定介護福祉士養成施設（学校）によって受付の窓口、方法、期間は異なりますので、必ず学校側にご確認ください。

3 課税証明書等の提出について

(1) 以下の例を参照し、平成30年度市町村県民税課税証明書・非課税証明書を提出してください。（収入額の記載があるもの）

(2) 生活保護受給の方は、生活保護を受給していることがわかる書類（生活保護受給証明書等の写し）を提出してください。

(3) 以下の方の課税証明・非課税証明の提出が必要となります。

両親がいる場合 ⇒ 両親それぞれの証明書

ひとり親世帯の場合 ⇒ 父または母（生計をともにしている人）の証明書

両親がいない場合 ⇒ 父母に代わって家計を支えている人の証明書

【例：申請者の生計を支える世帯全員分の課税証明書・非課税証明書等の提出】

例	対象者	証明書類	備考
例1 家族と同居している	申請者	○	収入の有無にかかわらず必要
	申請者の父・母	○	収入の有無にかかわらず必要
	申請者の兄弟	△	収入がない場合は不要。収入があり、世帯の家計を維持している場合は必要
	祖父母	△	年金で世帯の生計を維持している場合は必要
例2 家族・親族等から仕送り等の援助を受けている	申請者	○	収入の有無にかかわらず必要
	仕送り等申請者へ援助している者が属する世帯	△	申請者と同一世帯とみなすので、援助世帯である生計支持者の課税証明書が必要
例3 独立して生計を立てている	申請者	○	収入の有無にかかわらず必要
例4 生活保護を受給している	生活保護受給世帯	○	生活保護受給証明書等の写しが必要

4 住民票について

- (1) 住民票は世帯全員が記載されているものを提出してください。
- (2) 住民票は個人番号（マイナンバー）の記載のないものを提出してください。
※役所の窓口で住民票の写しを請求する際は、申請書のマイナンバー記載「無」を選択してください。

5 他制度利用の場合について

- (1) 指定介護福祉士養成施設への修学に関し、他の公的支援制度、国庫補助事業等を活用している方は貸付の対象とならない場合があります。
【例】 職業訓練による介護福祉士養成科の受講者
生活福祉資金の修学に関する資金を借受中の者
父子、母子及び寡婦福祉資金の修学に関する資金を借受中の者
市町村等自治体が独自で実施している修学に関する資金を借受中の者
- (2) 日本学生支援機構、日本政策金融公庫「国の教育ローン」、その他指定介護福祉士養成施設等の奨学金等を活用している方においても、埼玉県社協が真に必要なと認める場合、この貸付を活用することができます。
※必要額以上の申請と認められる場合、減額をする場合があります。
※他制度を利用している方で、不明な点がある場合はお問い合わせください。

6 連帯保証人について

- (1) 連帯保証人は貸付金を確実に返済できる収入等がある方で、書面によりその同意をいただきます。
- (2) 連帯保証人は借受希望者と連帯して債務負担するものとし、保証債務は延滞利子を包含するものとし、
- (3) 借受希望者が未成年者の場合は、連帯保証人は法定代理人でなければなりません。
- (4) 連帯保証人となる法定代理人に返済能力がない場合は、新たに返済能力のある連帯保証人を立てていただきます。
※連帯保証人が2名必要となる場合は、原則近親者とし、その場合は申請書(様式第1号)の右面をコピーしていただき、連帯保証人を2名立てたうえで申請願います。
※申請時点で定職に就いている場合は、備考欄に「現在は〇月より定職」と記入してください。

連帯保証人にかかる留意点

- ①連帯保証人となる方は、両親、第三者に関わらず課税証明書の提出が必要となります。
- ②連帯保証人は、安定した収入のある方を立ててください。連帯保証人となる両親に収入が無い場合は、血縁関係のある安定した収入のある方を立ててください。
- ③申請書類受付後、連帯保証人あてに連帯保証の意思及び申請書等の署名、捺印を自身で行っていただいたかを確認するための電話連絡をします。連絡がつかない、またはご自身で署名、捺印をしていない等の事実があった場合は、審査することができませんので、申請書類全てを返却します。

7 外国人留学生在が申請する場合について

- (1) 連帯保証人は、「6 連帯保証人について」に加えて、日本国籍を有する方、または永住者とします。やむを得ない理由により、個人の連帯保証人が立てられない場合は、本会までご相談ください。
- (2) 住民票については、「国籍・地域」「在留資格」「在留期間」「在留期間等の満了の日」が記載されているものを提出してください。

8 その他

- (1) 指定介護福祉士養成施設に申請書類を提出いただく際には、書類に不足が無いよう「2019年度介護福祉士修学資金貸付募集要領」、「2019年度介護福祉士修学資金貸付の手引き」をご覧ください、「2019年度介護福祉士修学資金貸付申請チェックリスト」で最終確認のうえご提出ください。
- (2) 「2019年度介護福祉士修学資金貸付の手引き」は、本会ホームページから閲覧、ダウンロードできます。
- (3) 貸付決定に際しては審査があります。なお、審査の結果、貸付できない場合があります。